

議題3

八街市地域公共交通協議会規約の改正について

八街市地域公共交通協議会規約等の改正について

1. 規約改正の理由

議題 2 で説明させていただいたとおり、道路運送法の改正により、協議運賃についての協議は、同法第 9 条第 4 項に規定する協議会で実施する必要があります。

そのため、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という）の所掌事務より「運賃、料金」に関する項目の削除及び、八街市運賃協議分科会の設置に関する条文の追加、条文追加に伴う条項番号を整理するため、改正を行うものです。

また、規約の改正に伴い、八街市地域公共交通協議会財務規程および、八街市地域公共交通協議会事務局規程についても、参照規程の条番号を整理するため、あわせて改正するものです。

2. 規約改正の内容

ア. 八街市地域公共交通協議会規約

- ①第 3 条（所掌事務）から、「運賃、料金」に関する項目を削除する。
- ②新たに運賃協議分科会を設置するため、第 1 3 条（運賃協議分科会）を追加する。
- ③②第 1 3 条を追加したことに伴い、後方の条項の繰り下げをする。

イ. 八街市地域公共交通協議会財務規程

八街市地域公共交通協議会規約の改正に伴い、第 1 条（趣旨）及び第 1 0 条（決算等）に記載の参照規程の条番号を改正する。

ウ. 八街市地域公共交通協議会事務局規程

八街市地域公共交通協議会規約の改正に伴い、第 1 条（趣旨）に記載の参照規程の条番号を改正する。

八街市地域公共交通協議会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>八街市地域公共交通協議会規約</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態に関すること。</u></p> <p>（6）～（7）（略）</p> <p><u>（運賃協議分科会）</u></p> <p><u>第13条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃、料金等を協議するため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。</u></p> <p><u>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（事務局）</p> <p>第<u>14</u>条 （1）～（4）（略）</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第<u>15</u>条 （略）</p>	<p>八街市地域公共交通協議会規約</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関すること。</u></p> <p>（6）～（7）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（事務局）</p> <p>第<u>13</u>条 （1）～（4）（略）</p> <p>（経費の負担）</p> <p>第<u>14</u>条 （略）</p>

<p>(監査) 第<u>16</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(財務に関する事項) 第<u>17</u>条 (略)</p> <p>(報償金) 第<u>18</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(費用弁償) 第<u>19</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置) 第<u>20</u>条 (略)</p> <p>(補則) 第<u>21</u>条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。 (八街市地域公共交通協議会規約の廃止) 2 八街市地域公共交通協議会規約 (<u>令和4年9月19日施行</u>) は、廃止する。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(監査) 第<u>15</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(財務に関する事項) 第<u>16</u>条 (略)</p> <p>(報償金) 第<u>17</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(費用弁償) 第<u>18</u>条 (1) ~ (2) (略)</p> <p>(協議会が解散した場合の措置) 第<u>19</u>条 (略)</p> <p>(補則) 第<u>20</u>条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規約は、<u>令和4年9月19日</u>から施行する。 (八街市地域公共交通協議会規約の廃止) 2 八街市地域公共交通協議会規約 (<u>令和4年4月1日施行</u>) は、廃止する。</p> <p>別表 (略)</p>
--	--

(案)

八街市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、千葉県八街市八街ほ35番地29 八街市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画及び改善計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画及び改善計画に定められた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様に関すること。
- (6) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、別表に掲げる委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

(副会長)

第6条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第4条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 会議の議長は、会長をもって充てる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とする。

6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料

を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

8 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第13条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃、料金等を協議するため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、八街市総務部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第16条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金)

第18条 協議会は、会議に出席した委員及び第9条第6項の規定により、会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

2 前項の報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

(費用弁償)

第19条 委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給することができる。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(補則)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 年 月 日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会規約の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会規約(令和4年9月19日施行)は、廃止する。

別表

関係条項	委員
法第6条第2項第1号	市の職員の中から市長が指名する者
法第6条第2項第2号	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人）
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
	印旛土木事務所長又はその指名する者
法第6条第2項第3号	佐倉警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	学識経験者
	その他協議会の運営上必要と認める者

八街市地域公共交通協議会財務規程 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p data-bbox="315 363 745 389">八街市地域公共交通協議会財務規程</p> <p data-bbox="282 459 360 485">（趣旨）</p> <p data-bbox="237 512 1099 679">第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第1.7条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p data-bbox="237 732 568 758">第2条（略）～第9条（略）</p> <p data-bbox="282 823 383 849">（決算等）</p> <p data-bbox="237 866 1099 927">第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p data-bbox="237 963 1099 1024">2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第1.6条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果をそえなければならない。</p> <p data-bbox="271 1066 349 1091">3（略）</p> <p data-bbox="237 1150 405 1176">第11条（略）</p> <p data-bbox="282 1233 405 1291">附 則 （施行期日）</p> <p data-bbox="237 1302 913 1327">1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p data-bbox="1211 363 1641 389">八街市地域公共交通協議会財務規程</p> <p data-bbox="1178 459 1256 485">（趣旨）</p> <p data-bbox="1133 512 1995 679">第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第1.6条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p data-bbox="1133 732 1464 758">第2条（略）～第9条（略）</p> <p data-bbox="1178 823 1279 849">（決算等）</p> <p data-bbox="1133 866 1995 927">第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p data-bbox="1133 963 1995 1024">2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第1.5条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果をそえなければならない。</p> <p data-bbox="1167 1066 1245 1091">3（略）</p> <p data-bbox="1133 1150 1301 1176">第11条（略）</p> <p data-bbox="1178 1233 1301 1291">附 則 （施行期日）</p> <p data-bbox="1133 1302 1787 1327">1 この規程は、平成24年9月19日から施行する。</p>

<p><u>(八街市地域公共交通協議会財務規程の廃止)</u></p> <p><u>2 八街市地域公共交通協議会財務規程(平成24年9月19日施行)は、廃止する。</u></p> <p>(協議会設立年度における会計年度の特例)</p> <p><u>3</u> 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>(協議会設立年度における予算の調製等の特例)</p> <p><u>4</u> 協議会が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」とする。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(協議会設立年度における会計年度の特例)</p> <p><u>2</u> 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から平成25年3月31日までとする。</p> <p>(協議会設立年度における予算の調製等の特例)</p> <p><u>3</u> 協議会が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」とする。</p> <p>別表 (略)</p>
--	--

八街市地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第3条 協議会の予算は、八街市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮り、その承認を得るものとする。

3 会長は、前項の規定により、予算について協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに八街市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮り、その承認を得るものとする。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により協議会の承認を得た場合に準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第6条 歳出予算の流用及び及び予備費の充用は、八街市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、八街市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第10条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、規約第16条の規定により定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに八街市長に送付しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会財務規程の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会財務規程（平成24年9月19日施行）は、
廃止する。

(協議会設立年度における会計年度の特例)

3 協議会の設立当初の会計年度は、第2条の規定にかかわらず、協議会が設立された日から平成25年3月31日までとする。

(協議会設立年度における予算の調製等の特例)

4 協議会が設立された年度の予算における第3条第2項の規定の適用については、同項中「年度開始前に」とあるのは、「第1回の」とする。

別表第 1

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 国庫補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2

款	項	目
1 総務費	1 総務費	1 会議費
		2 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業費
		2 調査研究費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

八街市地域公共交通協議会事務局規程 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>八街市地域公共交通協議会事務局規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第<u>1.4</u>条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条（略）～第7条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、<u>令和 年 月 日</u>から施行する。 （八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止）</p> <p>2 八街市地域公共交通協議会事務局規程（<u>平成28年6月30日</u>施行）は、廃止する。</p> <p>別表（略）</p>	<p>八街市地域公共交通協議会事務局規程</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第<u>1.3</u>条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条（略）～第7条（略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規程は、平成28年 6月30日から施行する。 （八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止）</p> <p>2 八街市地域公共交通協議会事務局規程（<u>平成24年9月19日</u>施行）は、廃止する。</p> <p>別表（略）</p>

八街市地域公共交通協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市地域公共交通協議会規約第14条第4項の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、八街市総務部企画政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、八街市総務部企画政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八街市において定められている公文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、八街市において定められてい

る公印の取扱いの例による。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(八街市地域公共交通協議会事務局規程の廃止)

2 八街市地域公共交通協議会事務局規程 (平成28年6月30日施行) は、
廃止する。

別表

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者	
八街市地域 公共交通協 議会会長の 印	<table border="1"><tr><td>会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地</td></tr></table>	会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地	古印体	24×24	会長名 をもつ て発す る文書	1	事務局長
会 通 域 八 長 協 公 街 之 議 共 市 印 会 交 地							